

事業者指定申請について

(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

堺市 介護事業者課

(書類作成の留意事項)

添付書類については、**A4 サイズ**(日本工業規格 A 列 4 番)としてください。枚数があるものは、袋綴じや糊付けは行わずにホッチキス等によりまとめてください。

A4 サイズより大きなものは、A4 に縮小してサイズを合わせてください。ただし、縮小により内容が判別できないものは、等倍または拡大して A3 サイズとして下さい。

提出した書類は本市において保管するため、事業所においても写し等控えを適切に管理してください。控えは提出書類の補正を行う際に必要です。

目 次

1	指定申請にあたって……………	1
2	指定を受けるための要件について……………	1
3	人員及び設備に関する基準について……………	3
4	指定申請に必要な書類と作成方法……………	4
	○ 申請書等の記入例等……………	8
5	訪問入浴介護事業者の申請に必要な書類一覧(チェックリスト)……………	23

(担当課) 堺市 長寿社会部 介護事業者課

所在地：堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 本館 8 階

連絡先：(電話) 0 7 2 - 2 2 8 - 7 3 4 8 (FAX) 0 7 2 - 2 2 8 - 7 4 8 1

1 指定申請にあたって

居宅サービス事業・介護予防サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。指定申請を行う前に必ず運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、申請を行ってください。

2 指定を受けるための要件について

指定は、サービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。また指定を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

① 法人であること。

登記の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

○株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

例 1)

訪問入浴介護を行う場合：介護保険法に基づく訪問入浴介護事業

介護予防訪問入浴介護を行う場合：介護保険法に基づく介護予防訪問入浴介護事業

例 2)

訪問入浴介護を行う場合：介護保険法に基づく居宅サービス事業

介護予防訪問入浴介護を行う場合：介護保険法に基づく介護予防サービス事業

以上の記載がない場合は、あらかじめ登記の変更手続きを完了させておいてください。

○医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人(特定非営利活動法人を除く。)の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請をするまでに手続きを完了させておいてください。また、あわせて登記の変更手続きについても、完了させておいてください。

② 事業所従業員の知識及び技能並びに人員が、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年条例第 58 号)(以下「堺市基準条例」と言う。)に定める基準及び員数を満たしていること。

③ 事業所の設備が、堺市基準条例に定める基準を満たしていること。

④ 堺市基準条例に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。

※②③④について

堺市基準条例は以下の厚生労働省が定める基準を引用していますので、併せて確認してください。

・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)

・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)

※条例・基準関係については、堺市のホームページ上から確認ができます。

「堺市トップページ」(<http://www.city.sakai.lg.jp/>) ⇒ 「健康・福祉」 ⇒ 「福祉・介護」
⇒ 「高齢者福祉」 ⇒ 「事業者向け情報」 ⇒ 「介護事業」内の“1. 条例・基準関係”

- ⑤ 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を同時に行う場合
訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護は同一事業所で同時に事業を実施することができます。
この場合、介護予防訪問入浴介護の人員基準、設備基準を満たしていれば、訪問入浴介護の人員基準、設備基準を満たしたものとします。
- ⑥ 事業所名称について
介護サービスと対をなす介護予防サービスでは同一名称に統一し申請してください。
また、既に他法人で指定を受け使用されている名称は付けることが出来ない場合がありますので、事前にインターネット等で確認し申請してください。
- ⑦ 事業者の所在地が市街化調整区域・工業専用地域の場合、指定申請は受付できません。
インターネット上(堺市 e-地図帳)で市街化調整区域・工業専用地域の確認ができます。
<http://e-map.city.sakai.lg.jp/> (「都市計画情報」から検索)
判断が困難な場合は都市計画課で確認してください。
- ⑧ 介護保険法以外にも設備や人員に係る各種関係法令を遵守していること。
・建築基準法及び消防法について
適法な物件であるか建築確認担当課及び所轄消防署へ事前に相談し、必要に応じて検査を受けるなど担当者の指示に従ってください。
違法であることが判明した場合は、関係課との連携のもと指示(廃止・休止・移転)に従ってもらうこととなります。
- ・労働基準関係法令について
労働基準関係法令に基づき必要な項目(労働条件・就業規則、労働時間・休息・休日・整備すべき休暇、賃金、労働者名簿、賃金台帳、安全衛生、労働保険 等)について、労働基準監督署の指示に従い整備をしてください。
雇用トラブルに発展するだけでなく、介護保険上の人員基準に抵触する可能性もありますので、ご注意ください。

3 人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する基準(訪問入浴介護又は訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を同時に実施する場合)

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する ^(注1) 常勤 ^(注2) の者1名
看護職員	看護師、准看護師	1名以上
介護職員	なし	2名以上
※看護職員、介護職員のうち1名以上は常勤の者であること		

(注1)「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。

(注2)「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

(2) 人員に関する基準(介護予防訪問入浴介護のみを実施する場合)

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する ^(注1) 常勤 ^(注2) の者1名
看護職員	看護師、准看護師	1名以上
介護職員	なし	1名以上
※看護職員、介護職員のうち1名以上は常勤の者であること		

(注1)「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。

(注2)「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

(3) 設備に関する基準

設備	内 容
事業の運営を行うために必要な専用の区画	・事務室 職員、設備備品が収容できる広さを確保すること ・相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものであること ・浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース(駐車スペース等)
必要な設備・備品	・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業を実施するために必要な設備・備品 ・手指を洗淨するための設備等感染症予防のための設備、備品 ・訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの) ・訪問入浴車(入浴設備を備えたもの)

(4) 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を同時に行う場合

訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を同一事業所で同時に事業を実施することができます。

この場合、訪問入浴介護の人員基準、設備基準を満たしていれば、介護予防訪問入浴介護の人員基準、設備基準を満たしたものとします。

4 指定申請に必要な書類と作成方法

(1) 申請書類作成にあたっての留意事項

申請書類は、特段に定めがない限り、A4 サイズ(日本工業規格A列4番)としてください。

(2) 申請に必要な書類の説明

① 指定等申請書(別紙様式第一号 (一))

記入例(8頁)をご参照ください。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業者の指定に係る記載事項(付表第一号 (二))

記入例(9頁)をご参照ください。

③ 添付書類

ア 申請者の登記事項証明書又は条例等の写し

※	提出書類	様式等	説 明
☐	法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)		・申請に係る事業を実施する旨の記載があることが必要です。 ・発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

イ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式 1-1	・管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載してください。 ・職種は、管理者、看護職員、介護職員に区分してください。 (10頁参照)
☐	社会保険等加入状況確認票	別紙1	・社会保険等の加入状況及び事業所情報等を記載してください。 (11頁参照)
☐	従業者の資格を証明するものの写し		・資格証等の写しを「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した氏名の順に並べて提出してください。

ウ 事業所の平面図並びに設備及び備品の概要を記載した書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	平面図	参考様式3	・当該事業に使用する箇所(事務室、相談室、手指洗浄の場としての洗面所、入浴車両等の設備の保管場所)のレイアウト及び各部屋の面積がわかるように作成してください。 (12頁参照)
☐	写真(カラー写真に限る。)		・事業所の外観(駐車場の写真を含む。)及び上記平面図で示した箇所の内部の広さや設備・備品の配置状況がわかる写真をA4の台紙に貼付し、上記平面図に撮影方向を明示した上で添付してください。

			・訪問入浴車の写真(ナンバー及び設備が入ったもの) (12 頁参照)
☐	設備・備品等一覧表	参考様式 5	・事業所に備え付けの設備(駐車場及び訪問入浴車を含む。)及び備品一覧(品名・数量)を記載してください。
☐	案内図		・最寄駅から事業所までの案内図を作成してください。(事業所名も要記載) ・パンフレット等を作成している場合は、それを添付していただいても結構です。

エ 運営規程

※	提出書類	様式等	説 明
☐	運営規程	参考資料	・以下の内容を具体的に記載した運営規程を作成してください。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 申し込みや相談受付が可能な日・時間を記載してください。また、年間の休日も記載してください。 ④指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 市町村(政令市にあっては区)単位での設定を基本とします。同一市区町村内で詳細に定める場合は、客観的にわかるように定めてください。 ⑥業務継続計画の策定等 ⑦衛生管理等 ⑧サービスの利用にあたっての留意事項 ⑨緊急時等における対応方法 ⑩苦情処理体制 ⑪個人情報の保護に係る事項 ⑫虐待防止に関する事項 ⑬その他運営に関する重要事項 (13～17 頁参照)

オ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式 6	・次の事項について、具体的に記載してください。 ①利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置(担当者名や連絡先) ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ③その他参考事項 (18 頁参照)

カ 協力医療機関との契約の内容を記載した書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	協力医療機関との契約書等		・医療機関の名称、診療科名、契約内容が分かるものの写しを添付してください。

キ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の請求に関する書類

※	提出書類	様式等	説 明
☐	介護給付費（第1号事業給付費）算定に係る体制等に関する届出書	別紙2	・異動等の区分欄の「1.新規」に○を記入し、異動年月日には指定予定年月日を記載してください。 ・実施事業欄には今回申請を行うサービスに○を記入してください。 ・介護保険事業所番号欄及び特記事項欄は記載不要です。
☐	介護給付費算定に係る体制等状況一覧	参考様式8 訪入	・全ての項目について該当するものに☑をしてください。 ・加算を算定する場合は、当該加算の届出に必要な書類も添付してください。

ク 誓約書

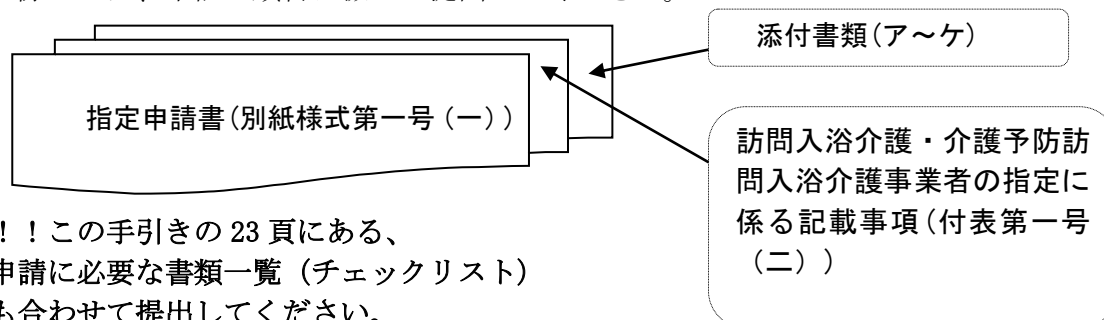
※	提出書類	様式等	説 明
☐	誓約書	参考様式9-1	・「居宅サービス事業所」（介護予防訪問入浴介護を申請する場合は併せて「介護予防サービス事業所」）に☑をし、申請者欄に法人名等を記載してください。

ケ 業務管理体制の届出

※	提出書類	様式等	説 明
☐	業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書	様式第1号	法人単位で提出が必要です。未提出であって提出先が堺市である場合は、21・22頁参照のうえ指定申請と同時に届け出てください。提出先が異なる場合は事業開始までに各所管庁へ届け出てください。

(3) 申請書類の提出方法

提出に際しては、下記の順番に綴って提出してください。



※1 書類の提出の前に23頁「訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業者の申請に必要な書類一覧(チェックリスト)」により洩れがないか確認の上、チェックリストも併せてご提出ください。

- ※2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業者を同時に申請する場合は、提出用書類は 1 部でかまいません。
- ※3 すでに訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）の指定を受けている事業所が、新たに介護予防訪問入浴介護（訪問入浴介護）の指定を受ける場合は、既に提出している事項について変更がないときは、下記の書類をご提出ください。
- ① 指定等申請書（別紙様式第一号（一））
 - ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業者の指定に係る記載事項（付表第一号（二））
 - ③ 履歴事項全部証明書の写し
 - ④ 運営規程
 - ⑤ 介護給付費（第 1 号事業給付費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2）
 - ⑥ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（参考様式 8 訪入）
 - ⑦ 誓約書（参考様式 9-1）
- ※4 提出の際には、申請者控えを 1 部ご用意ください。

指定居宅サービス事業所
介護保険施設
指定介護予防サービス事業所

指定(許可)申請書

令和〇年 〇 月 〇 日

堺市長様

所在地 堺市〇区〇町一丁2番3号 〇ビル301号

申請者 名称 株式会社 ××××

代表者職名・氏名 代表取締役 堺 太郎

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、
関係書類を添えて申請します。

法人登記事項証明書上の法人名称、所在地、代表者職名、氏名、住所(住所の表記)は法人登記事項証明書の記載通りに記載してください

申請者	フリガナ	カブシキガイシャ ××××					
	名称	株式会社 ××××					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ××-××-××××) 大阪府 堺市〇市〇区〇町四丁5番6号					
	連絡先	電話番号 072-×××-×××× (内線)	FAX番号 072-×××-××××	Email ×××@×××.jp			
	法人等の種類	営利法人					
代表者(開設者)の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	サカイ タロウ 堺 太郎	生年月日	昭和〇年〇月〇日	
	代表者(開設者)の住所	(郵便番号 500-××××) 大阪府 堺市〇市〇区〇町二丁3番4号					
法人の吸収合併又は吸収分割における指定(許可)申請時に☑ ☐							
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に☑ ☐	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に〇)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に〇)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式
	訪問介護	☐		〇		R××.××.××	付表第一号(一)
	訪問入浴介護						付表第一号(二)
	訪問看護						付表第一号(三)
	訪問リハビリテーション						
	居宅療養管理指導						
	通所介護	☐					
	通所リハビリテーション						
	短期入所生活介護	☐					付表第一号(八)(九)(十)
	短期入所療養介護						付表第一号(十一)
	特定施設入居者生活介護						付表第一号(十二)
	福祉用具貸与				〇		付表第一号(十三)
	特定福祉用具販売						付表第一号(十四)
	介護老人福祉施設						付表第一号(十五)
	介護老人保健施設						付表第一号(十六)
	介護医療院						付表第一号(十七)
	介護予防訪問入浴介護			〇		R××.××.××	付表第一号(三)
	介護予防訪問看護						付表第一号(四)
	介護予防訪問リハビリテーション						付表第一号(五)
	介護予防居宅療養管理指導						付表第一号(六)
介護予防通所リハビリテーション						付表第一号(七)	
介護予防短期入所生活介護						付表第一号(八)(九)(十)	
介護予防短期入所療養介護						付表第一号(十一)	
介護予防特定施設入居者生活介護						付表第一号(十二)	
介護予防福祉用具貸与							
特定介護予防福祉用具販売							
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可)					
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)					
担当者		連絡先					

同一所在地で既に指定を受けている事業とこれから申請する事業をそれぞれ記載。

同一所在地で既に指定を受けている事業所がある場合は、当該事業所の事業所番号を記載。

申請内容の問い合わせの際、連絡のつく電話番号を記載してください。

付表第一号(二) 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号					
	フリガナ	マルマルホウモンニュウヨクカイゴジギョウショ				
	名 称	〇〇訪問入浴介護事業所				
	所在地	(郵便番号 5XX - XXXX) 大阪 都 道 堺市堺 市 区 〇〇町四丁5番6号 府 県 町 村				
	連絡先	電話番号	072-×××-×××× (内線)		FAX番号	072-×××-××××
	Email	〇〇××@sakai.l.g.jp				
管理者	フリガナ	サカイ ハナコ	住所	(郵便番号 XXX - XXXX)		
	氏 名	堺 花子		堺市〇区××町六丁10番11号		
	生年月日	昭和△年△月△日				
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					
	他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地				
兼務先のサービス種別、兼務する職種 及び勤務時間等						
協力医療機関	名称	〇〇医院	主な診療科名	内科、外科、整形外科		
	名称	□□診療所	主な診療科名	内科		
	名称		主な診療科名			
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		看護職員		介護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	
		常 勤(人)	1		2	
		非常勤(人)			1	
利用者の推定数(人)		20人				
添付書類		別添のとおり				

住居表示のとおりとし、区、町、丁、番、号、ビル名を正確に記載してください

勤務形態一覧表の「勤務形態」欄と一致するよう記載してください。

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(参考様式I-1)

事業開始月で作
成してください。

【記入例】

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分)

サービス種類 (訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問入浴介護)

事業所名 (○○訪問入浴介護事業所)

職 種	勤務 形態	管理者との兼務 の場合も「B」	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4週の 合計	週平 均の 勤務 時間	常勤 換算 後の 人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
管理者	A		〇〇	〇〇		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
看護職員	A	看護師	〇×	〇×		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
看護職員	A	看護師	〇△	□×		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
介護職員	A	初任者研修修了	△△	△		8a	8a	8a	8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		160	40	
介護職員	A		×	×	×	×		8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a		160	40		
介護職員	C		◇〇	×	■		4b	4b	4b	4b	4b		4b	4b	4b	4b	4b		4b	4b	4b	4b	4b		4b	4b	4b	4b	4b		80	20	

(備 考)a：常勤の勤務時間 9:00-18:00（うち1時間休憩） 8時間勤務 b：14:00-18:00 4時間勤務

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記入してください。

2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務時間数を記入してください。

勤務時間に他の業務に従事する時間がある場合は、分母に1日の勤務時間、分子に当該業務に従事する時間を記入してください。

(例: 7時間勤務のうち4時間当該業務に従事する場合 「4/7」)

3 職種ごとに勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。 勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務

4 常勤換算が必要な職種(訪問入浴、居宅介護支援及び担い手登録型訪問サービスは不要)は、「週平均の勤務時間」を合計し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

5 算出にあたっては、小数点第2位以下を切り捨ててください。

社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票

貴事業所の現状等について、下記の項目に回答してください。

I. 現在、厚生年金保険・健康保険に加入していますか。

(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

加入状況									
1	加入している。 → 下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可) ● 保険料の領収証書 ● 社会保険料納入確認書 ● 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 ● 健康保険・厚生年金保険適用通知書 ※上記書類を所持していない場合には事業所整理記号を下記に記載するのみで可。 (本社等にて加入手続が行われている場合も事業所整理記号を下記に記載するのみで可。) <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
	1	2	3	4	5	6	7	8	
2	現在、加入手続中である。								
3	今後、加入手続を行う。 (申請から3ヶ月以内に適用要件(法人事業所または従業員5人以上の個人事業所)に該当する予定の場合を含む。) 令和()年()月頃に手続予定。(申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。)								
4	適用要件に該当しない。 (個人事業所(法人ではない事業所)であって従業員が4名以下の場合。申請から3ヶ月以内に適用要件に該当する予定がない。)								
5	適用要件に該当するか不明である。 (個人事業所(法人ではない事業所)であって、正社員と、正社員以外で1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である者との合計が5人以上か不明な場合。)								

法人は対象外です

Ⅱ. 現在、労働者災害補償保険・雇用保険に加入していますか。

(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

		加入状況															
		加入している。 → 下記のいずれかの書類の写しを提出してください。（提示も可） ● 労働保険概算・確定保険料申告書 ● 納付書・領収証等 ● 保険関係成立届 ※ 上記書類を所持していない場合には労働保険番号を下記に記載するのみで可。 （本社等にて加入手続きが行われている場合も労働保険番号を下記に記載するのみで可。）															
1		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	—	3	4	5	
2	現在、加入手続中である。																
3	今後、加入手続を行う。（申請から3ヶ月以内に従業員（パート・アルバイトを含む）を雇う予定がある場合を含む。） 令和（ ）年（ ）月頃に手続予定。（申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。）																
4	適用要件に該当しない。（事業主・役員・同居の親族のみで経営、従業員（パート・アルバイトを含む）がいない、申請から3ヶ月以内に従業員を雇う予定がない。）																

回答年月日 令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

事業所名称 ○○訪問入浴介護事業所

事業所所在地 堺市〇区〇〇町〇丁〇〇番〇号

会社等法人番号 ○○○○○

担当者名 ○× ○△

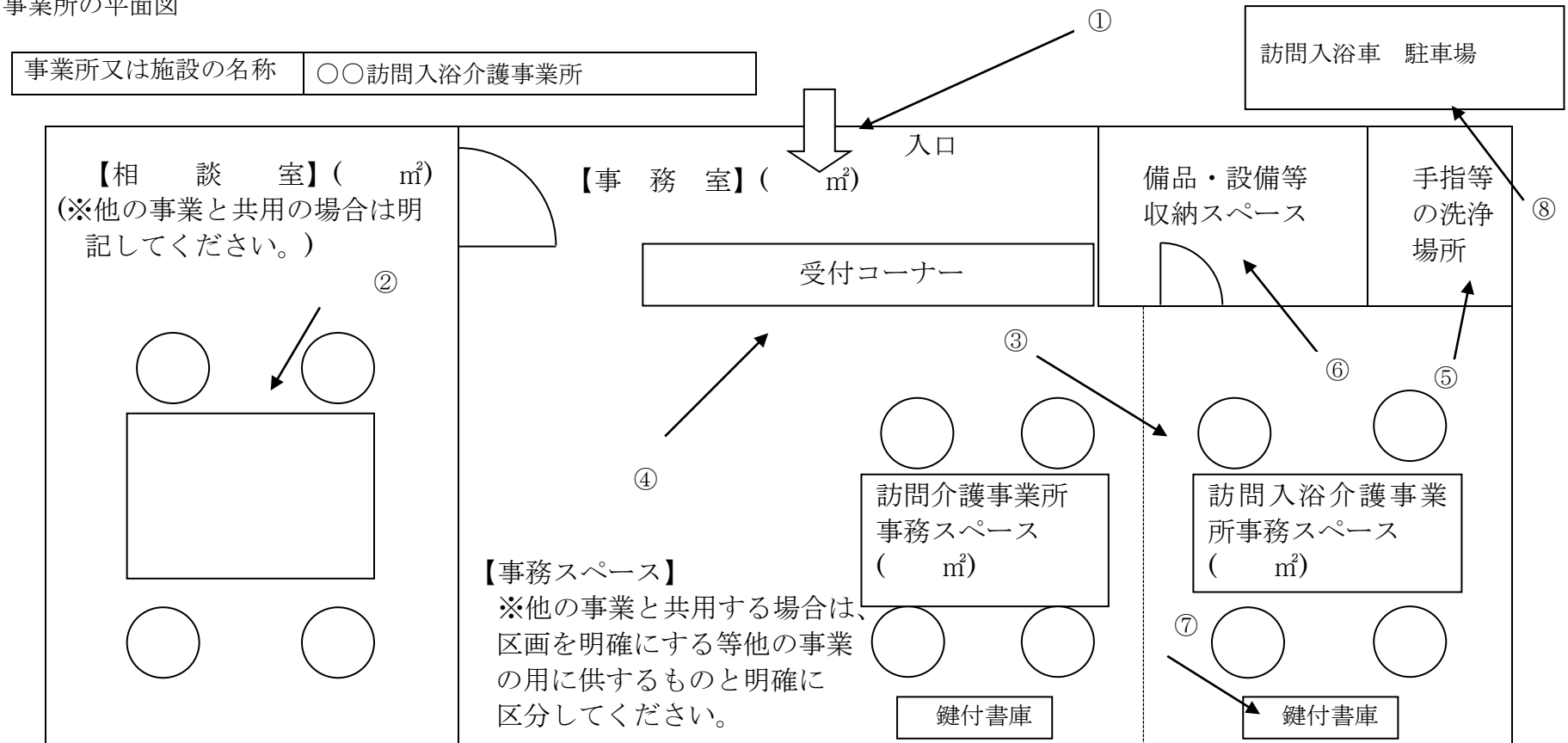
法人名ではなく、事業所名称・所在地を記載してください。

※ 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと思います。社会保険・労働保険の適用が確認できない場合は、厚生労働省からの依頼に基づき、厚生労働省に情報提供いたします。

※ 社会保険・労働保険の適用促進以外の目的では使用いたしません。

事業所の平面図

参考様式 3【記入例】



- ※マル数字は、写真の撮影方向を示す。(写真撮影時の注意点)いずれも1枚で状況がわかりにくい場合は、複数枚撮影のこと。下記の他、写真の追加を依頼することがあります。
- 例①・・・建物の外観と、事業所入口を撮影のこと。事業所入口は、看板・プレート等事業者名表示(以下看板等)も含め撮影のこと。(ただし、撮影時を除き、指定日までは看板等は隠す、上から紙を貼るなどして事業所名を表示しないでください。)
 - 例②相談室・・・椅子の数や遮蔽された状況がわかるように撮影のこと。
 - 例③④⑥事務スペース・・・椅子の数や設備がわかるように撮影のこと。
 - 例⑤手指洗浄場所・・・洗面台等、水が流せる場所であって、消毒石鹸等を備え、感染症防止のため共用タオルは使用しないこと。それらの状態がわかるように撮影のこと。
 - 例⑦鍵付き書庫・・・ファイルが書庫の外から見えないような書庫であって、鍵付であることがわかるように撮影のこと。
 - 例⑧駐車場・・・駐車場と訪問入浴車の外観、入浴車内の設備がそれぞれわかるように撮影してください。

(参考資料・訪問入浴の運営規程)

※ この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護と共用で使用可)

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
△△△△△指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕事業 運営規程 (事業の目的) 第1条 ＊＊＊＊＊が設置する△△△△△(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者(以下「訪問入浴介護〔介護予防訪問入浴介護〕従事者」という。)が、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を確保することを目的とする。 (運営の方針) 第2条 指定訪問入浴介護においては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。 2 指定介護予防訪問入浴介護においては、利用者が要支援者となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7 前6項のほか、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕においては、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年条例第58号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 (事業の運営) 第3条 事業所が実施する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ	※1 つのサービスのみを行う場合は、必ず不要な項目を消しておくこと。 ・「△△△△△」は、事業所の名称を記載する。 ・「＊＊＊＊＊」は、開設者名(法人名)を記載する。 ・「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年条例第58号)及び当該条例が引用している、 ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号) 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号) を参照の上、事業の運営に関する基本方針及び基本取扱方針、具体的取扱方針を記載する。

行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 △△△△△
(2) 所在地 堺市〇〇区〇〇町〇丁〇番〇号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名(常勤職員)

管理者は、従業者の管理及び指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 〇〇名以上

看護職員は、訪問入浴車により利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

(3) 介護職員 〇〇名以上

介護職員は、訪問入浴車により利用者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 〇曜日から〇曜日までとする。ただし、祝日及び〇月〇日から〇月〇日までを除く。
(2) 営業時間 午前〇時から午後〇時までとする。
(3) サービス提供時間 〇曜日から〇曜日
午前〇時から午後〇時までとする。

(指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の内容)

第 7 条 事業所で行う指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて行う。

- 2 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用することとする。

(指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の利用料等)

第 8 条 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)に定める額(以下「居宅介護サービス費用基準額」という。)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕事業者を支払

・所在地は、付表と同じ表記で記載する。(住居表示のとおりとし、区、町、丁、番、号、ビル名を正確に記載する。)

・営業日及び営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載する。
・利用者に対するサービス提供が可能な時間を記載する。

・百分率による割引率を設定する場合は、20 頁の例により記載すること。

われる**居宅介護サービス費〔介護予防サービス費〕**の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める額によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所から片道〇〇キロメートル未満 〇〇〇円

(2) 事業所から片道〇〇キロメートル以上 〇〇〇円

- 3 利用者の選定により提供する特別な浴槽水に係る費用については、実費とする。

- 4 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 **指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕**の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない**指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕**に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した**指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕**の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、**堺市全域、大阪市××区、〇〇市**の区域とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する**指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕**の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、**指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕**に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- ・ 自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定すること。

なお、通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれる。

- ・ 実費相当額の徴収については、重要事項説明書等に具体の金額を記載することが望ましい。

- ・ 原則として、市町村単位(堺市、大阪市は区単位)で連続した範囲で設定する。

※やむを得ず区より小さい単位で定める場合(河川や鉄軌道により分断されている等)は、町名一覧表と範囲を示した地図を運営規程に添付すること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。 (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。 3 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。 (サービス利用に当たっての留意事項) 第12条 利用者は、指定訪問入浴〔指定介護予防訪問入浴〕の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。 (緊急時等における対応方法) 第13条 従業者は、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。 2 利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。 (苦情処理) 第14条 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。 2 事業所は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 3 事業所は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 (個人情報の保護) 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外	・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載する。 ※重要事項説明書及び事務所内掲示においては苦情窓口として事業所担当者、市町村担当課(堺市であれば各保健福祉総合センター地域福祉課と介護保険課)、国民健康保険団体連合会を記載しておくこと。
--	---

部への情報提供については事前に利用者又はその代理人の了解を得るものとする。 3 利用者以外の者(家族等)の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。 (虐待防止に関する事項) 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る (2) 虐待防止のための指針の整備 (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 (その他運営に関する留意事項) 第17条 事業所は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。 (1)採用時研修 採用後○ヵ月以内 (2)継続研修 年○回 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。 4 事業所は、適切な指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。 5 事業所は、訪問入浴介護〔介護予防訪問入浴介護〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(サービス提供記録は提供の日から5年間)は保存するものとする。 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 附 則 この規程は、令和○年○月○日から施行する。 附 則 この規程は、令和○年○月○日から施行する。	・継続研修は、年度ごとに研修計画を策定したうえで毎月または数ヶ月に1回定期的に実施すること。また、年に1回は必ず高齢者虐待防止の研修を行うこと。 ・「*****」は、開設者名(法人名)を記載する。 ・指定予定年月日を記載すること。 ※運営規程の変更を行った場合は、履歴を残していく(変更年月日を記載すること)。
--	--

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	〇〇訪問入浴介護事業所	申請書に記載した事業所名を記入してください。
申請するサービスの種類	訪問入浴・介護予防訪問入浴介護	

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口：電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当者：〇〇 〇〇又は〇〇 〇〇

※利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、訪問入浴介護従業者に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合のみ記入)

4 その他参考事項

居宅サービスを申請する場合は、記入の必要はありません。

- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記入してください。

割引率を設定する場合

1 対象サービス

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス

2 設定方法

- (1) 事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率(〇〇%)を設定する。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額(例)】

「厚生労働大臣が定める基準」で 100 単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合
(その他地域「1 単位=10 円」の場合)

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率(5%)を 100 単位から割り引いた 95 単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額 : $(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円} / \text{単位} \times 0.9 = 855 \text{ 円}$

利用者負担額: $(100 \text{ 単位} \times 0.95) \times 10 \text{ 円} / \text{単位} - 855 = 95 \text{ 円}$

- (2) 「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する。

【具体的な設定方法と要件】

1 設定方法

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定(午後 2 時から午後 4 時までなど)
- ロ 曜日による複数の割引率の設定(日曜日など)
- ハ 暦日による複数の割引率の設定(1 月 1 日など)

2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件

- ① 当該割引が合理的であること。
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
- ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

3 運営規程の設定

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

【訪問入浴介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成(例)】

【割引率 5%の場合】

(利用料等)

第〇条 指定（介護予防）訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から 5%を割引いた額によるものとし、当該指定（介護予防）訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定（介護予防）訪問入浴介護事業者^{（注）}に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から 5%を割引いた額とする。

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成(例)】

(利用料等)

第〇条 指定（介護予防）訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割引いた額によるものとし、当該指定（介護予防）訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定（介護予防）訪問入浴介護事業者^{（注）}に支払われる居宅介護サービス費〔介護予防サービス費〕の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割引いた額とする。

《別表 5 の記入例》

＜別表＞ 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 事業所（施設）名

事業所・施設名	
---------	--

2 割引率等

サービス種類	割引率	適用条件
〇〇〇〇 【サービス名を記入】	10%	(例) 毎日 午後 2 時から午後 4 時まで
	5%	(例) 日曜日、祝日
	%	

記入例 業務管理体制の整備を届け出る場合

様式第1号

受付番号に記入する必要はありません。

受付番号

業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書

届出日を記入してください。

年 月 日

事業者の名称、
代表者職氏名は
登記内容等と一
致させてくだ
さい。

堺 市 長 殿

事業者（法人）番号欄は記入する必要
はありません。

事業者 名 称 南瓦町株式会社
代表者職氏名 代表取締役 堺 一郎

介護保険法第115条の32第2項（整備）又は同条第4項（区分変更）の規定により、
係書類を添えて届け出ます。

業務管理体制を
整備し届け出る
場合は、（整備）
に○を付けてく
ださい。

事業者（法人）番号

1 届出の内容

(1) 法第115条の32第2項関係（整備）

(2) 法第115条の32第4項関係（区分の変更）

2 事 業 者	フリガナ 名 称	ミナミカワマチカブシカイシャ 南瓦町株式会社				
	主たる事務所 の所在地	(郵便番号590-0078) 大阪府 堺市 堺区 南瓦町 3番1号				
		(ビルの名称等) ○○ビル				
		電話番号	072-2345-****	FAX番号	072-5678-****	
	法人の種類別	営利法人・社会福祉法人・社会医療法人・NPO法人・その他（ ）				
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職 名	氏名（フリガナ）		生年月日	
		代表取締役	サカイ イロウ 堺 一郎		昭和++年△月□日	
代表者の住所	(郵便番号590-0078) 大阪府 堺市 堺区 南瓦町 3番1号					
	(ビルの名称等) ○○ビル					
3 事業所名称等 及び所在地	サービス名	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号	所在地	
	別表のとおり					

次項の別表の記入要領をご覧ください。

事業者の
名称、主
たる事務
所の所在
地、法人
の種類、
代表者の
職名、代
表者の住
所は、登
記内容等
と一致さ
せてくだ
さい。

4 介護保険法施行規則第140条の4の第1項第2号から第4号に基づく届出事項		法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日
	第2号	サカイ ハコ	昭和〇〇年+月*日
		堺 花子	
第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要			

- 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けて下さい。
- 第2号については、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
- 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
- （注）添付資料については、（参考資料）に御留意ください。

5 区分変更	区分変更の理由	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課	
	区分変更日	年 月 日

業務管理体制を整備し届出の場合は、5の欄に記入する必要はありません。

連絡先	所属	××	メール アドレス	××@××.jp	電話 番号	072-〇〇〇-〇〇〇
	フリガナ	サカイ タロウ				
	氏名	サカイ タロウ				

届出先の行政機関から記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入してください。

（別表）

サービス名	事業所名称	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号	所在地
○ 介護予防、介護予防支援を含み、「みなし事業所」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業」を除いた事業所等を記入して下さい。 ○ 欄外に事業所等の合計数を記入してください。				
計 〇 事業所				

5 訪問入浴・介護予防訪問入浴事業者の申請に必要な書類一覧(チェックリスト)

作成された申請書類及び添付書類の漏れがないかご確認の上、このチェックリストも一緒に提出してください。

事業所名		確認者氏名
確認欄	提出書類	備考
☐	指定等申請書 ◆事業所所在地が、市街化調整区域・工業専用地域の場合、申請は受付できません。 ◆申請書の内容と法人登記事項証明書の記載内容に相違がないことを確認してください。 ◆登記の目的欄に当該事業に関する記載が必要です。	別紙様式 第一号（一）
☐	訪問入浴・介護予防訪問入浴事業者の指定に係る記載事項	付表 第一号（二）
☐	法人登記事項証明書（＝履歴事項全部証明書）（写し可） ◆申請にかかる事業を実施する旨の記載があることが必要です。 ◆発行から3ヶ月以内のものを添付してください。	
☐	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ◆法定労働時間を遵守してください。 ◆人員基準を遵守し、記載例を参照の上作成してください。	参考様式 1－1
☐	社会保険等加入状況確認票	別紙 1
☐	従業者の資格を証明するものの写し ◆従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載の氏名順に並べてください。 ◆職種による資格要件に必要な事項を証明できているか確認してください。	
☐	平面図 ◆各室の名称に記載漏れはないか確認してください。 ◆専用の事務スペースは確保できているか、相談スペースはパーテーション等で遮断できているか確認してください。	参考様式 3
☐	写真 ◆カラー写真を提出してください。	
☐	設備・備品等一覧表	参考様式 5
☐	案内図	
☐	運営規程 ◆堺市の運営規程例を参考にしてください。	
☐	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式 6
☐	協力医療機関との契約書等	
☐	介護給付費（第1号事業給付費）算定に係る体制等に関する届出書	別紙 2
☐	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※加算を算定する場合は、別紙様式、誓約書（9-7）等の添付書類も必要。	参考様式 8 訪入
☐	誓約書	参考様式 9－1
☐	業務管理体制の整備に関する届出（提出先が堺市で、未提出の場合のみ）	様式第1号